平成２８年（フ）第４１２号
東京都練馬区上石神井４丁目23番５号
破産者　株式会社ＷＯＲＤＳ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１３号
東京都練馬区上石神井３丁目29―14―201
破産者　中村美智子
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２５号
東京都中央区京橋３丁目６番21号
破産者　株式会社ブルーセラミック
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２６号
東京都新宿区舟町12　石原マンション４階、住民票上の住所東京都千代田区四番町８―９―809
破産者　都筑　洋一
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６２号
埼玉県戸田市笹目２丁目16―２―401
破産者　生井　秀一
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５００号
東京都渋谷区神宮前６丁目14番15号
破産者　エスケーイープランニング株式会社
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２７号
東京都江戸川区鹿骨２丁目７番地15号
破産者　有限会社アスペン
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２８号
東京都江戸川区北篠崎２丁目10―２―101
破産者　直野　　雅
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３５号
東京都品川区東五反田１丁目９番10号　神野ビル503号
破産者　株式会社エノックス
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３６号
東京都新宿区富久町２―４―303
破産者　金　　京基
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３８号
東京都世田谷区代田１丁目16番３号
破産者　合同会社ｆ，ｏ，ｐ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４０号
東京都武蔵野市西久保２丁目26―１―101
破産者　楠　　浩二
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５７号
東京都板橋区弥生町12番９号
破産者　有限会社東京専菓明奈
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６０号
東京都板橋区弥生町12―９
破産者　栗原　春美
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６７号
東京都足立区神明南１―14―３―203、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市都筑区川和町2588番地３
破産者　株式会社セリュー横浜
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６８号
東京都足立区神明南１―14―３―203、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市都筑区川和町2588番地３
破産者　株式会社セリュー東京
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８８号
石川県金沢市長坂１丁目４―16
破産者　野口　高志
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８９号
東京都豊島区東池袋１丁目７番８号
破産者　有限会社ディアーズ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９０号
埼玉県南埼玉郡宮代町中央３丁目10―34
破産者　太田　篤範
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２９号
東京都台東区今戸１丁目２番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区早稲田鶴巻町519番　ケヤキプレイス101
破産者　株式会社良日屋
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市小中島１丁目21―15　エムハイムＡ―102、開始決定時の住所東京都中央区日本橋中洲６―17―204
破産者　畠山　耕造
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部